

○多古町排水設備指定工事店規則

(平成 12 年 9 月 25 日規則第 23 号)

改正 平成 17 年 7 月 20 日規則第 10 号 平成 24 年 7 月 6 日規則第 17 号

平成 31 年 1 月 29 日規則第 1 号 令和 4 年 12 月 16 日規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、多古町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成 12 年多古町条例第 33 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定による多古町排水設備指定工事店に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 条例第 4 条第 3 号に規定する排水設備の工事(新設、増設、改築及び撤去を含む。)をいう。
- (2) 排水設備指定工事店 条例第 8 条の規定により、多古町農業集落排水事業の管理者の権限を行う町長(以下「町長」という。)が指定した排水設備の工事業者(以下「指定工事店」という。)をいう。
- (3) 責任技術者 国が実施する土木施工管理技士検定 2 級以上若しくは管工事施工管理技士検定 2 級以上に合格し資格を有した者又は日本下水道協会千葉県支部が実施する排水設備工事責任技術者認定試験に合格し県支部へ登録した者(以下「責任技術者」という。)をいう。

(指定工事店の要件)

第 3 条 条例第 8 条に規定する指定工事店は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とする。

- (1) 責任技術者が 1 人以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。
- (3) 千葉県内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 工事業者(法人にあっては代表者)が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない場合

イ 指定工事店が第 10 条第 2 項の規定により指定を取り消されてから 2 年を経過していない場合

ウ 工事業者がその業務に関し不誠実な行為をするおそれがあると認められる場合

エ 法人であって、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者がいる場合

- 2 前項第4号イの規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号イに掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の申請)

第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、指定工事店指定申請書(別記第1号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類
- (3) 営業所の平面図及び付近見取図(別記第2号様式)及び写真
- (4) 専属責任技術者名簿(別記第3号様式)及び雇用関係を証する書類
- (5) 責任技術者の資格証明書
- (6) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

(指定工事店証)

第5条 町長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、排水設備指定工事店証(別記第4号様式。以下「指定工事店証」という。)を交付する。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書(別記第5号様式)を町長に提出して再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、第10条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に指定工事店証を返納しなければならない。第10条第2項により指定の効力を停止されたときは、その期間指定工事店証を返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い誠実に排水設備工事を施工しなければならない。

- 2 指定工事店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事の施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (2) 工事は、適正な工費で施工しなければならない。又、工事契約に際しては、工事金額、工事期限その他必要な事項を明確に示さなければならない。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第3者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 指定工事店としての自己の名義を他の工事業者に貸与してはならない。

- (5) 条例第7条に規定する排水設備工事の計画に係る町長の確認を受けたものでなければ工事に着手してはならない。
- (6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- (8) 災害緊急時に、排水設備の復旧に関して町長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めなければならない。
- (9) 工事の完了後、町の検査に立ち会わなければならない。

(指定の有効期間)

第7条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年以内とする。

(指定の更新)

第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の有効期間満了の日1月前までに排水設備工事指定申請書(継続)(別記第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第9条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止若しくは休止しようとするときは、直ちに指定工事店指定辞退届(別記第6号様式)を町長に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届(別記第7号様式)を町長に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 名称(商号)を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 住居表示、電話番号に変更があったとき。

(指定の取消または停止)

第10条 町長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 町長は、指定工事店が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 条例又は規則に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があったとき。

- 3 町長は、第1項または前項の規定により、指定工事店の指定の取り消し又は指定の効力の停止を決定したときは、排水設備指定工事店取消(停止)通知書(別記第8号様式)によりその旨を当該指定工事店に通知するものとする。

(責任技術者の責務)

第11条 責任技術者は、下水道等に関する法令、条例、規則その他町長が別に定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。

- 2 責任技術者は、当該工事が完了した際に行なわれる完了検査に立ち会わなければならない。

(業務の禁止または停止)

第12条 町長は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、責任技術者としての業務を禁止し、又は一定の期間を定めて停止することができる。

- (1) 条例又は規則等に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不誠実な行為があったとき。

- 2 町長は、前項の規定により責任技術者としての業務の禁止又は業務の停止を決定したときは、排水設備工事責任技術者業務禁止(停止)通知書(別記第9号様式)によりその旨を当該指定工事店に通知するものとする。

(公示)

第13条 町長は、指定工事店に関し次の各号に掲げる処置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

- (1) 指定工事店を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事店の指定を取り消し、または停止したとき。
- (3) 指定工事店の更新をしなかったとき。

(事務連絡会)

第14条 町長は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

- 2 指定工事店の代表者又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月20日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 6 日規則第 17 号)
この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(平成 31 年 1 月 29 日規則第 1 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 16 日規則第 17 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式(第 4 条第 1 項、第 8 条第 1 項)

多古町農業集落排水事業排水設備指定工事店指定申請書
[別紙参照]

第 2 号様式(第 4 条第 2 項)

営業所の平面図及び付近見取図
[別紙参照]

第 3 号様式(第 4 条第 2 項)

専属責任技術者名簿
[別紙参照]

第 4 号様式(第 5 条第 1 項)

指定工事店証
[別紙参照]

第 5 号様式(第 5 条第 3 項)

指定工事店証再交付申請書
[別紙参照]

第 6 号様式(第 9 条第 1 項)

指定工事店指定辞退届
[別紙参照]

第 7 号様式(第 9 条第 2 項)

指定工事店異動届

[別紙参照]

第 8 号様式(第 10 条第 3 項)

指定工事店指定取消(停止)通知書

[別紙参照]

第 9 号様式(第 12 条第 2 項)

排水設備工事責任技術者業務禁止(停止)通知書

[別紙参照]